

「柔軟な権利制限規定」に関する基本的見解

2016年6月27日

一般社団法人日本新聞協会

1 はじめに

国際的にデジタル・ネットワーク化が進む中で、著作物の量が増大し、利用方法が多様化している。こうした社会の変化に合わせて「知的財産推進計画2016」は「柔軟な権利制限規定」について「必要な措置を講ずる」とし、文化審議会著作権分科会（以下「分科会」という）が法制化を視野に検討することとなった。

著作物の円滑な流通を図るため、社会の変化に対応して著作権法を見直すことは必要である。ただし、「柔軟な権利制限規定」は、著作権者等（以下「権利者」という）の権利の保護を図る著作権法の例外であり、権利者の権利を制約するものである。このため、制約の必要性、相当性が認められないにもかかわらず導入すれば、創作活動、表現活動への意欲を阻害しひいては流通する著作物の多様性等を失わせ、著作権法が目的とする「文化の発展」に反する方向に作用する可能性がある。

著作物のうち新聞について言えば、各社が社会的・公共的役割を十分に認識し、国内外のニュースや国民が必要とする情報を日々伝え、多様な意見・論評を広く提供することで民主主義社会の維持、発展に寄与してきた。不当に権利が制限されると、新聞のこうした役割に影響を与えかねない。

さらに、「柔軟な権利制限規定」が包括的一般的な権利制限規定を意味するものと思われることから、個別権利制限規定を原則とする著作権法や制定法主義を採る日本の法体系になじまないおそれがある。

以上の理由から、「柔軟な権利制限規定」の導入に当たっては、必要性和相当性について慎重な検討を要すると考える。

2 必要性—具体的事実に基づき、個別に検討を

「柔軟な権利制限規定」はいまだに、その内容があいまいである。あいまいなまま導入すると、権利者、事業者、利用者のいずれにとっても制限の範囲が不明確なため、著作物の流通の促進につながらないおそれがある。また、著作権を侵害しても意図的に抗弁する「居直り侵害」や知識・理解不足による「思い込み侵害」も招き、侵害行為が蔓延しかねない。

そこで、必要性の検討に当たっては、まず、抽象的な理念ではなく、具体的事実に基づき新たな権利制限の必要性があるかどうかを個別に検証し、必要性から権利制限の範囲を明確にするという手法を採るべきである。その際、過

去、権利制限規定がなかったために本来権利侵害を否定されるべきものが権利侵害になったことが特定されれば、新たな権利制限の必要性を根拠づける事実の一つになると考える。

「知的財産推進計画2015」に「柔軟性の高い権利制限規定」の検討が盛り込まれたのを受け、分科会の下に2015年7月に設けられた「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」（以下「WT」という）は、権利制限規定のニーズ（必要性）について個別に検討してきた。今年度はその成果を踏まえ、さらに具体的事実に基づいた必要性の特定を進めるべきである。

3 相当性—個別権利制限、契約システム充実を優先すべき

仮に、現行の個別権利制限規定で対応できない具体的な必要性があるとしても、刑罰規定がある著作権法では、刑罰に問われるかどうかの要件を明確にする必要がある。この点で、要件がより明確な個別権利制限規定が望ましいといえる。したがって、新たな個別権利制限規定で対応できないかをまず検討すべきであり、対応できるとすれば「柔軟な権利制限規定」は不要である。

その検討を行なったうえで、柔軟な権利制限規定を導入する必要があるという場合は、日本の現行の司法制度で対応が可能かどうかなどについての検証が求められる。

さらに、権利制限規定があくまでも例外であることを踏まえれば、集中管理制度など契約システムの充実により対応できれば、「柔軟」か個別かに関わらず、新たな権利制限規定はそもそも不要といえる。

社会の変化、利用者の要望に対応して、著作権管理団体、作者の団体等はこれまでも契約システムの見直しを行ってきており、新たな必要性にも対応できる可能性がある。そこで、特定された必要性について、これらの団体等が対応可能かどうか、その相当性について検証すべきである。

付記 WTで挙げられたサービスについて

WTは昨年度、国民からデジタル・ネットワークの発達に伴う著作物等の利用に関するニーズを募集し、寄せられたニーズに優先順位をつけて検討した。WTの2016年2月24日付「審議経過報告」（以下「報告」という）は、優先的に検討が行われたサービスのうち、「所在検索サービス」と「分析サービス」について「一般に権利制限規定による正当化根拠と成りうる社会的意義が認められるか否かという点に関し、ワーキングチーム員の中で概ね肯定的な見解が示された」としている。この2サービスについて、当協会の見解は以下のとおりである。

1 所在検索サービスについて

このサービスは、上記の募集に寄せられたニーズをWTが類型化したもので、ニーズ提出者からの説明では「広く公衆がアクセス可能な情報（送信可能化されていない情報を含む）」の所在（ウェブページのURLや書誌情報、TV番組の名前等、情報へのアクセスの手がかりとなる情報）を検索することを目的」とするとされる。報告は具体例として「書誌検索」「街中風景検索」「曲名検索」を挙げている。

これらは、ネット上に広く大量に存在する個人のつぶやきや、ブログ、企業の発信する情報、ニュース記事、画像などの膨大な情報に加え、サービス提供者らが、送信可能化されていない情報を独自にデジタル化、データベース化したうえで、どこにアクセスすれば、その情報にたどり着くかを指し示すサービスと考えられる。確かに、報告が指摘するように「道しるべ」を提供するだけであれば、コンテンツの認知度が増す等のメリットがあるとも思える。

しかし、「道しるべ」にすぎないとしても、新聞記事の特性上、記事の一部、画像が表示される結果、当該コンテンツの内容が概ね分かってしまう可能性がある。そうなれば、すでに市場が形成され、事業として行われているニュースサイトや有料記事検索サービス等への悪影響が生じる恐れが強い。つまり、新聞社に限らず、著作者が多大な労力をかけて作ったコンテンツのデータを、バックエンドとはいえ、第三者がデータベース化することにより著作物自体が享受されることになれば、著作者、著作権者にとって大きな打撃となると考えられる。また、ネット上には新聞記事などを無断で複製、送信可能化したものが蔓延しており、そうしたものが「道しるべ」として使われるのではないかとの懸念も禁じ得ない。

以上より、コンテンツの利用範囲や利用条件の明確さを含めてサービス内容を精査し、権利者への不当な権利制限とならないかを見極めるべきである。

2 分析サービスについて

このサービスも上記募集に基づき、WTが類型化したもので、報告は、「求めに応じて分析結果を提供するサービス」としており、具体例として「評判分析」「論文剽窃検出」を挙げている。

「評判分析」は、所在検索サービスと同様、ユーザーが指定するキーワードに関して、ネット上の膨大な情報から、その評価・評判を収集して傾向等を表示するサービスと考えられる。また「論文剽窃検出」は、ユーザーが指定する論文が、既に発表されている膨大な学術論文などと比較して、一致または類似するものがあるかどうかを検出して表示するサービスと考えられる。

これらも、分析結果として著作物そのものを示すことをせず、評価傾向だけを示したり、一致または類似するものの書誌情報だけを表示したりするのであれば、報告が指摘しているようにいわゆるビッグデータが活用され、権利者のコンテンツの利用につながる可能性もあるとも思える。

しかし、分析結果の表示内容によっては、所在検索サービスで述べたような悪影響が生じる恐れがある。同様に、具体的なサービス方法を精査し、権利者への不当な権利制限とならないか見極めるべきである。

以上